

各県立高等学校長 殿

高 校 教 育 課 長

令和 3 年度山形県公立高等学校入学者選抜の実施に向けた
感染防止対策の徹底について（通知）

先般、本県公立高等学校において、生徒が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者となる事例が確認されました。また、県内外の高等学校で、新型コロナウイルス感染症の影響により入学者選抜を中止したり、一部の受検者に特別な対応措置を行ったとの報道がなされております。このような状況を踏まえ、あらためて、新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを再度注意喚起する必要があります。

つきましては、各校を会場として実施する入学者選抜を予定どおり実施するために、特に、下記の内容について全教職員（非常勤講師、学習指導員、会計年度任用職員等も含む）並びに生徒、保護者等関係者に周知・徹底願います。

なお、各教育事務所を通じて各市町村教育委員会、各中学校に別添のとおり依頼するとともに、学習塾関係者に対して、別添のとおり要請していることを申し添えます。

記

- 1 生徒の学校生活全般（部活動、昼休み・昼食、休憩時間も含む）において、生徒個々の自覚を促し、基本的な感染防止対策（マスク着用、手指消毒の徹底・換気の徹底、身体的距離の確保等）のより一層の徹底を図るよう指導すること。
また、校内のトイレ、更衣室などの密閉空間の使用時における「3密」を避けることについても改めて指導すること。
- 2 教職員及び生徒に対し、校内はもとより外出時及び家庭においても、感染防止対策を徹底するよう指導すること。特に飲食時における感染防止に気を配るよう指導すること。
- 3 推薦・連携型入選及び一般入選の準備日における事前の検査室等の消毒等においては、検査室及び控室の机の天板や椅子の座面、各室のよく手を触れる場所の他、トイレ等の手を触れたりする部分（ドアノブ・手すり・洗面台）についても十分に消毒をすること。
また、消毒後に感染者及び濃厚接触者が確認された場合の再消毒に備え、消毒作業を行った職員名及び該当箇所に係る記録を必ず残すこと。
- 4 緊急事態宣言対象区域及び感染拡大地域への不要不急の往来は行わないこと。大学等の受験や全国大会等の参加の為に、やむを得ず当該地域を訪問し帰県した場合は、少なくとも2週間は自宅においても自分を含め同居家族全員にマスク着用をお願いする等、徹底した感染症対策を講じるとともに、こまめに健康観察を行うこと。なお、特にこの場合において、体調に異変を感じた場合はすぐに医療機関や保健所に相談すること。

以上

<担当>

県教育庁高校教育課

課長補佐 地主 佳子

TEL 023-630-3106